

令和6年度土地改良事業関係補正予算及び 令和7年度土地改良事業関係予算(案)について

令和7年度 農業農村整備事業関係予算 概算決定（案）

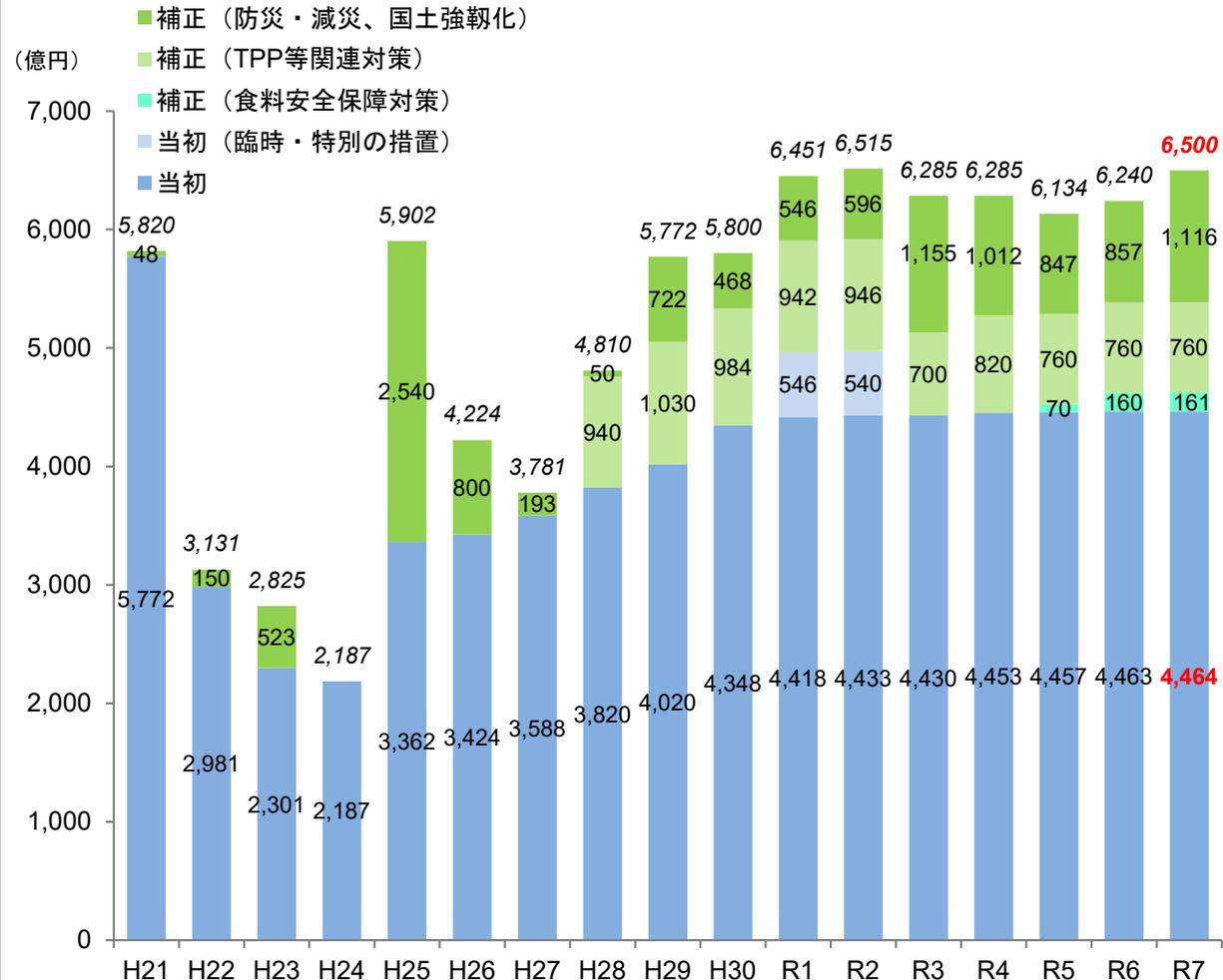
- 農業農村整備事業関係予算の令和7年度当初予算は、前年度から1億円増の4,464億円。
- また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等対策及び食料安全保障対策として、令和6年度補正予算において2,037億円を計上し、これらの総額は6,500億円。

令和7年度予算等

（単位：億円）

	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	令和6年度 補正予算	合計
		A	B	A+B
農業農村整備事業（公共）	3,326	3,331 (100.2%)	2,037	5,368
農業農村整備関連事業（非公共） 〔農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、 農業水路等長寿命化・防災減災事業、 農山漁村振興交付金〕	548	548 (100.0%)	—	548
農山漁村地域整備交付金（公共） （農業農村整備分）	588	584 (99.3%)	—	584
計	4,463	4,464 (100.0%)	2,037	6,500

農業農村整備事業関係予算の推移



注：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

令和7年度農林水産関係予算の重点事項（案）

（土地改良事業関係抜粋）

（農業生産基盤の整備・保全）

	【7年度当初】	【6年度補正】
① 農業農村整備事業<公共> ・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進	3,331億円 (3,326億円)	2,037億円
② 農地耕作条件改善事業 ・農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援	198億円 (198億円)	
③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援	282億円 (282億円)	
④ 畑作等促進整備事業 ・麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援	22億円 (22億円)	
⑤ 農山漁村地域整備交付金<公共> ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付	農業農村整備分 584億円 (588億円)	
⑥ 農山漁村振興交付金 ・農山漁村での定住や都市と農山漁村の交流促進、農山漁村に関わる関係人口の創出・拡大に向け、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、官民共創、農泊や農福連携などの取組、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、棚田地域の振興、中山間地域等における農用地保全、情報通信環境の整備、都市農業の振興等を総合的に推進	74億円の内数 (84億円の内数)	

注：計数は四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

農地中間管理機構関連農地整備事業 **法改正**

- 実施主体に**市町村を追加**するほか、対象地域に農地中間管理機構の**所有農地を追加**
- 麦・大豆等への作付転換を推進**するため、新たな事業要件を設定
(受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等）)

農業競争力強化農地整備事業

- 大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の**省力化整備計画**を策定する場合には、事業実施計画の**策定期間を2年以内**（通常1年以内）に**延長**するとともに**定額助成**
(上限2500万円（通常は定率50%）)

国営農用地再編整備事業

- 畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「**耕畜連携促進型**」を創設

草地畜産基盤整備事業（草地整備利用促進事業）

- 地域の実情に応じた飼料基盤整備を加速化するため、実施主体に**市町村等を追加**するほか、**申請書類を簡素化**（受益面積7ha以上）

農地耕作条件改善事業(非公共)

- 地域計画区域内において、整備済農地の**縁辺地に点在する未整備農地(5ha未満)**を対象に農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を**担い手に集積する場合等には事業費の最大12.5%を交付**する「機構集積推進費」を措置
- 地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施**できるよう、事業メニューを再編

農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)(非公共)

- RTK-GNSS基準局*の**単独整備を可能**に
※位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの
- 土地改良区が整備する情報通信施設について、**員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査**する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 **法改正**

農業生産の基盤の保全管理

基幹的農業水利施設の計画的な更新を推進するため、国等の発意により更新事業を実施できるよう**法改正予定** **法改正**

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

- 突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」**を創設

水利施設管理強化事業

- 「**水土里ビジョン**」*に位置付ける**国営造成施設等の維持管理を支援**する「**連携保全型**」を創設 **法改正**
(補助率 約19% (実質) →25%)
- ①**湧水・高温対策のポンプの設置・運転経費**や、
②**特定外来生物による施設への被害予防に係る経費**を補助対象に追加

土地改良施設維持管理適正化事業 **法改正**

- 整備補修事業のうち「**水土里ビジョン**」*に位置付ける**施設の整備補修について、補助率を引上げ**
(補助率30%→40%)
※土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施

土地改良区機能強化支援事業 **法改正**

- 土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」*の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」**を創設
※「土地改良区体制強化事業」は廃止

国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)

- 畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用**を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、**末端面積要件を緩和**（畑100ha→20ha）

*「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称

防災・減災、国土強靱化

(再掲)土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

国営総合農地防災事業・国営かんがい排水事業

- 将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、国営事業の豪雨対策の整備水準の規定***を見直し

※ 現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」を排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し

国営かんがい排水事業・水利施設整備事業(流域治水対策事業(型))

- 流域治水の取組を推進**するため、治水協定ダム等に加え、**流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業(型)」**を創設

国営総合農地防災事業

- 防災重点農業用ため池の整備を加速化**するため、**実施要件を見直し**（末端面積要件20haに代えて、施設規模要件（貯水量5千m³）を新たに設定等）

農村地域防災減災事業

- 頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、**代替水源の整備が可能**であることを明確化

農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共)

- (農業用ため池)
- 災害による被災を契機に**廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化**

- 防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、**ため池サポートセンター等が行う活動への支援**について、**定率助成上限額を引上げ**

(2千万円→4千万円)

- (農道施設)
- 令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「**農道施設整備**」を追加

(集落排水施設)

- 合併処理浄化槽への転換により**用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能**に

土地改良区の運営基盤の強化及び農業水利施設の保全管理に関する支援施策の拡充

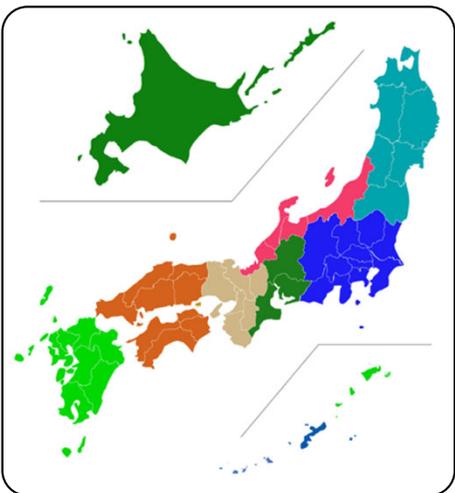
事業名と予算額 (令和7年度概算決定額 (案))	事業主体	事業概要
土地改良区機能強化支援事業 【新規】 852百万円 ※前身の「土地改良区体制強化事業 (令和6年度予算額565百万円)」は廃止	土地改良区 都道府県 土地改良事業 団体連合会等	<ul style="list-style-type: none"> ○「水土里ビジョン」の策定 ※新メニュー (改良区へ (県経由)、上限300万円定額/1ビジョン) ○土地改良区の経営診断・改善指導 ※新メニュー (県土連へ (県経由)) ○土地改良区の合併等に必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備 ※拡充メニュー (改良区へ (県経由)、1/2補助、250万円/100ha・1,000ha以降は100万円/100ha) <p>※水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修・人材育成 等
土地改良施設維持管理適正化事業 【拡充】 4,673百万円(R6 4,450百万円)	土地改良区 市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ○「水土里ビジョン」に位置付ける施設の整備補修の補助率を上げ (40%←従来は30%) ※新メニュー <ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備は50%補助【令和4年度拡充】 <p>※令和3年度までのメニューは、30%補助の頼母子講方式で整備補修を実施 (加入してからの順番待ち)。令和4年度拡充のメニューから財政融資資金を活用して実施することにより、順番を待たず実施可能。新メニューも同様。</p>
水利施設管理強化事業 【拡充】 3,375百万円(R6 2,735百万円)	(施設管理者) 土地改良区 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○「水土里ビジョン」に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設 (25%←従来は実質19%) ※新メニュー ○補助対象となる施設管理者に市町村を追加 ○水資源機構営造成施設及びその附帯施設が対象であることを明確化 ○特別型において、「流域治水対策」に加えて「渇水・高温対策」及び「特定外来生物対策」を追加 (補助率50%) ※新メニュー
基幹水利施設管理事業 5,007百万円(R6 4,792百万円)	(施設管理者) 県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【令和6年度拡充】 ○委託費(受託者の人件費を含む。)を支弁できることを明確化 【令和3年度拡充】 ○流域治水関連施設の補助率を引上げ (1/3←30%) ○整備補修を水利施設整備事業で実施できるよう運用改善 (50%補助)

土地改良事業を契機とした農村の振興事例集について

- 平成28年から土地改良事業を契機とした農村の振興事例集を作成し、これまで地区数260地区、第10弾まで作成して公表。
- 大区画化、中山間地域、スマート農業、輸出拡大、女性活躍等のテーマに合わせ、販売額の増加やコスト縮減等の効果にこだわり作成。

テーマ別事例数 (重複計上含む)

- 大区画化 : 31事例
- 中山間地域 : 29事例
- 生産コスト縮減 : 63事例
- 園芸・畑作振興 : 172事例
- 人口・雇用 : 65事例
- 女性活躍 : 29事例
- 輸出拡大 : 13事例
- 防災・減災 : 51事例



【第1弾】中山間地域における優良事例集(H28.6)の事例

まあな やわたはまし

4つの太陽を活かした「真穴みかん」ブランドの維持・向上 【愛媛県八幡浜市】

体制づくり
栽培作物・方法
加工・出荷
販売

【工夫のポイント】

- **光センサー選果機の導入**により糖度等の均質化を図るなど、徹底した品質管理を実施。「**4つの太陽**」をテーマとした**6次産業化**にも取り組むなど、地域ブランドである「**真穴みかん**」ブランドの**維持・向上**を実現。
- **みかんアルバイト制度**を通じて、県内外の若年層を中心とした**労働力確保と地域ファンの取り込み**を図る。

農業用水の安定供給による**労力軽減と品質・収量の安定化**

スプリンクラーの共同利用を通じた防除、かん水により大幅に労力の軽減が図られるとともに、**天候に左右されない果樹生産が実現。**




国営事業で整備された調整水槽 スプリンクラーによるかん水

【整備前】

昭和30年代に真穴ブランドを確立。しかし、**急傾斜でかんがい施設も整備されておらず、トラックで何度も水を運ぶ手散布によるかん水**を余儀なくされ、品質・収量が不安定であった。(S42に大干ばつに見舞われた際には、250億円の被害。(南予地方全体))



取水を持つトラックの列(イメージ)

【取組地域の概要】

○ 位置 やわたはまし 愛媛県八幡浜市(特定農山村等)



愛媛県 まあな 真穴地区

- 傾斜
 - ・平均15°程度
- 主要作物
 - ・みかん
- 主な支援施策
 - ・国営かんがい排水事業(S49~H11)
 - ・県営かんがい排水事業(S57~H8)
 - ・中山間地域等直接支払交付金(H12~)
 - ・多面的機能支払交付金(H27~)
 - ・経営高度化対策事業(H13~H14)
 - ・産地再生緊急整備事業(H24)

外部人材との連携による**労働力の確保**

○ **みかんアルバイトの募集**を通じて、若年層を中心とした**繁忙期の労働力を確保。**

- ・宿所「マンダリン」(H27年度開設) 利用者25名
- ・ホームステイ等 32名(H6年度) → 約150名(H27年度)

【地域ブランドの確立等による地区内農家の平均販売額の増加】

○ **外部人材との連携や新技術の導入**により、地域ブランドの維持に努め、販売額の向上を実現。

【みかん作経営農家の平均販売額(真穴地区内の農業者を対象)】
約8百万円/戸(S59)→約12百万円/戸(H25)



平均販売額(百万円/戸)

販売額が約1.5倍に増加

露地温州みかん作経営における販売額の全国平均(約3百万円)の約4倍を誇っている。

注「販売額」は、経営統計上の「農産物収益」を指す。

【出典・JA西宇和真穴共選期へ】

生産現場

品質管理の徹底等による**地域ブランドの維持・向上**



光センサー選果機

- **真穴柑橘共同選果場(光センサー選果機)による品質管理**
 - 糖度・酸度のほか傷果・腐敗果も検出が可能
- **太陽光と海面・石垣からの反射光、みかんづくりへの情熱からなる「4つの太陽」をテーマに、加工品の開発・生産・販売に取り組む**など、ブランドを強化。

加工・流通

地域の若年層が中心となった**担い手づくり**

- 新規就農者5名(過去5年(H27時点))
- 若手農業者からなる同志会を設立
 - ・ 営農技術の情報交換や栽培技術の継承



農林水産省HPで公表しています！
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/kousyueki-zirei.html>

土地改良法の見直しについて

土地改良法の見直しについて

気候変動による**災害リスク**が増大し、農村**人口の減少**や**農業水利施設の老朽化**が進行する中において、**新たな食料・農業・農村基本法**の方向性に即した**農業生産の基盤の整備**及び**保全**を的確に実施できるよう、目的規定を見直すことを含め、**土地改良法の見直し**を行うこととする。

1. 基幹施設の計画的な更新に関する措置

- ✓ **国等の発意による基幹施設の更新（非申請事業の拡充）**
基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施**も可能とする。

2. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置

- ✓ **水土里ビジョンの策定**
農業水利施設等の保全等に地域の関係者が連携して取り組めるよう、**関係者が議論する枠組み**を設け、**関係者が連携して保全に取り組む計画（水土里ビジョン）**を土地改良区が策定できる仕組みを設ける。

3. 防災・減災、国土強靱化のための措置

- ✓ **災害復旧に併せて災害関連事業を行う場合の手續の簡素化**
再度の施設被害に迅速に備えることができるよう、**災害関連事業**についても**急施の事業（復旧）の手續により実施**できることとする。
- ✓ **突発事故と類似の被害を未然に防止する対策**
突発事故被害に係る**急施の事業（復旧）**に当たっては、**復旧と併せて類似の被害を防止する対策も実施**できることとする。
- ✓ **重大事故の予兆となる事故の対策**
漏水等の事故により損壊が生じるおそれがある**農業水利施設の補強等の工事**や**代替施設の新設**を**急施の事業（防災）**において**実施**できることとする。

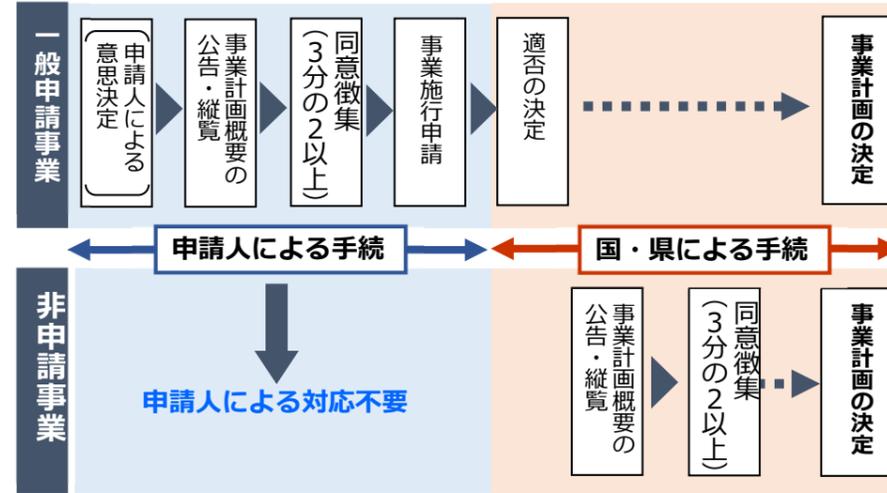
4. スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備に関する措置

- ✓ **情報通信基盤の整備**
土地改良区が情報通信基盤の整備を実施できることとする（**附帯事業の拡充**）。
- ✓ **農地中間管理機構関連事業の拡充**
農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、**農地中間管理機構が所有する農用地も事業の対象に追加**する。

5. その他の所要の措置

- (1) **土地改良区の体制及び運営**
 - ・理事の構成の見直し（年齢・性別への配慮）
 - ・総会議決の見直し（オンライン総会の開催）
 - ・施設管理准組合員の拡大
 - ・土地改良区連合の解散時の手續の簡素化
 - ・休眠土地改良区の解散の手續の見直し
- (2) **土地改良事業の適正な実施**
 - ・土地改良事業計画の変更・廃止の手續の見直し
 - ・国営土地改良事業の施行申請の県経由の廃止
 - ・政令指定都市の土地改良法に係る手續の見直し

○土地改良事業の実施手續（概略）



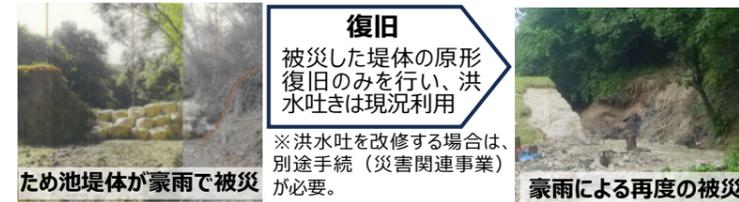
○水土里ビジョンの内容のイメージ



○地域の関係者が議論する枠組み



○農業水利施設における再度災害の例



○突発事故被害の事例（パイプライン）



○重大事故の予兆



○土地改良事業の実施手續（概略）

通常の事業 (法第85条)	急施の事業（防災） (法第87条の4)	急施の事業（復旧） (法第87条の5)
① 事業計画概要の作成等		
② 事業参加資格者の同意 (3分の2以上)		
③ 事業施行の申請		
④ 事業計画の決定	① 緊急防災工事計画の決定	
⑤ 事業計画書の公告・縦覧 (20日以上)	② 緊急防災工事計画の公告・縦覧 (20日以上)	
⑥ 審査請求・裁決	③ 審査請求・裁決	① 応急工事計画の決定
⑦ 工事の着手	④ 工事の着手	② 工事の着手

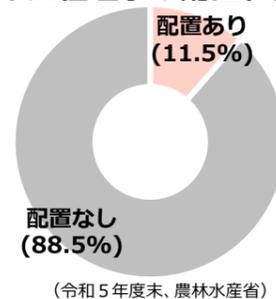
○ほ場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備



○施設管理の省力化・効率化、情報基盤整備等の整備



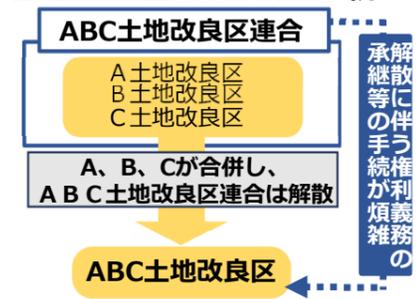
○女性理事の配置状況



○外出制限下における総会開催の様子



○土地改良区連合の解散手續



防災重点農業用ため池の防災・減災対策に係る 防災・減災、国土強靱化対策について

5か年加速化対策における防災重点農業用ため池の進捗状況

- 令和2年12月、国は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定。
国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に対策を実施。
- 「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」については、「特に緊急性の高い防災重点農業用ため池における防災対策着手の達成率」を重要業績評価指標(KPI)に設定。

1 施策概要

近年増加している自然災害に備え、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進。

2 重要業績評価指標(KPI)の推移

重要業績評価指標(KPI)	策定時(R2)	R3	R4	R5	目標値(R7)
特に緊急性の高い防災重点農業用ため池※における 防災対策着手の達成率(劣化状況評価の着手済率) <small>※防災重点農業用ため池の約8割</small>	19%	51%	72%	88%	100%

- ・5か年加速化対策により、目標の達成年度がR11年度からR7年度に4年間前倒し。
- ・令和5年度の達成率は88%。5か年加速化対策完了時(令和7年度)には目標を達成する見込み。

3 予算額(国費)の状況

単位:百万円

R2補正	R3補正	R4補正	R5補正	R6補正	R6補正までの累計
21,250	20,000	28,235	22,280	23,759	115,524

効果概要:「倉谷池」では、洪水吐きの流下能力を向上させる工事を実施。令和5年6月の大雨時(55mm/時)に、洪水を安全に流下させ、下流側の農地、住宅等には被害が発生しなかった。

府省庁名:農林水産省

■ 実施主体:和歌山県

■ 対象施設:倉谷池

■ 効果:

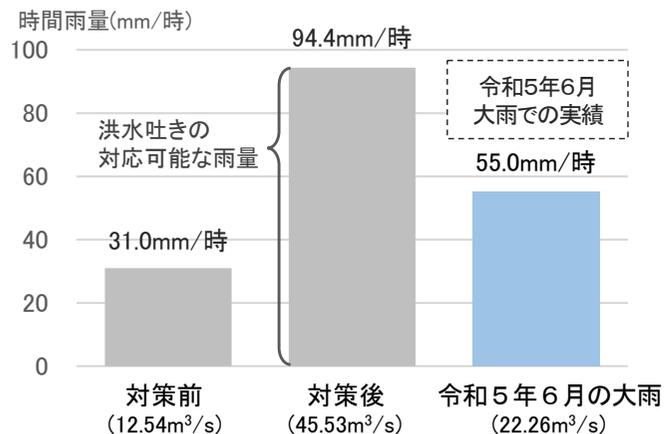
対策前

- 洪水吐きの流下能力が不足しており、大雨時に洪水が堤体を越流すると、ため池が決壊して、下流側の農地、住宅等に被害が生じるおそれがあった。

対策後

- 洪水吐きの流下能力を大幅に強化
- 令和5年6月の大雨時(55mm/時)に被害なし

洪水吐きの流下能力(雨量換算)



■ 対策の概要及び事業費:

- ため池において洪水吐きの流下能力を向上させる工事を実施し、能力を大幅に強化。

事業名	事業費	対策期間
農村地域防災減災事業	1億4,270万円 〔うち洪水吐き部 6,450万円〕	H30~R3
うち5か年対策	1,000万円	R2

対策前

洪水吐き
越流幅 7.0m
流下能力 12.5m³/s

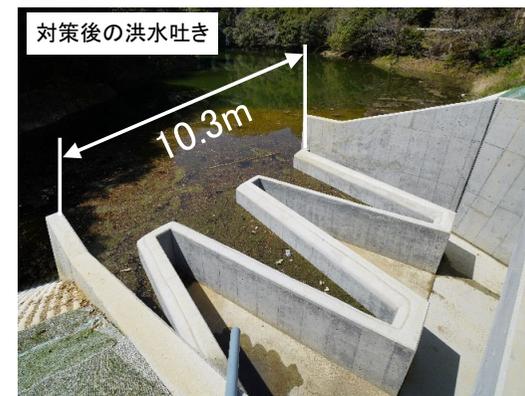


対策後

(55.0mm/時の大雨でも被害なし)

洪水吐き
越流幅 10.3m
流下能力 45.5m³/s (約3.6倍)

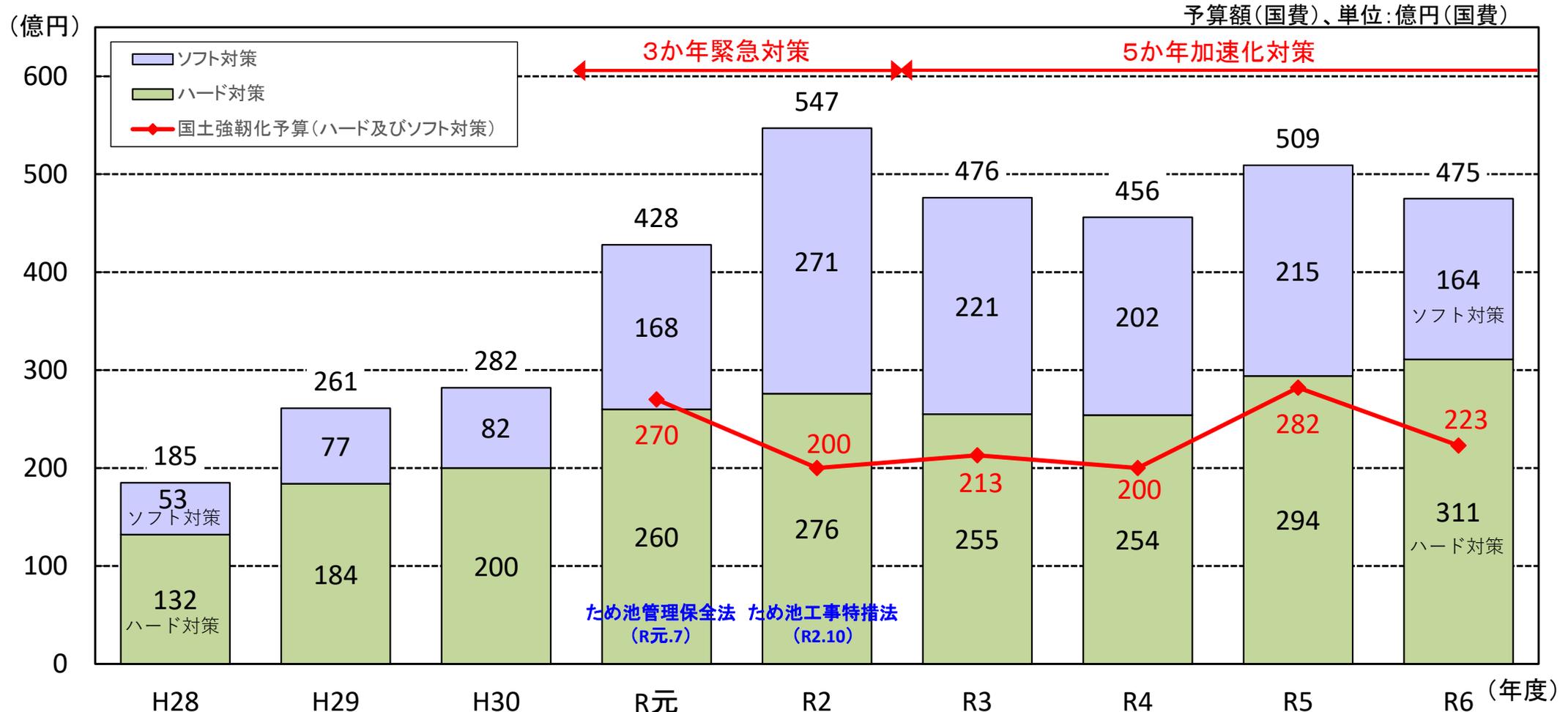
防災工事



国土強靱化対策とため池関連予算

- H30年12月、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定。
- 令和元年7月にため池管理保全法が、令和2年10月にため池工事特措法が施行。
- R2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定。
- R5年6月、改正国土強靱化基本法が成立(中期計画が法定化)。
- ため池関連法の制定及び国土強靱化対策により、平成30年度以前と比べ、ため池関連予算が大幅に増額。

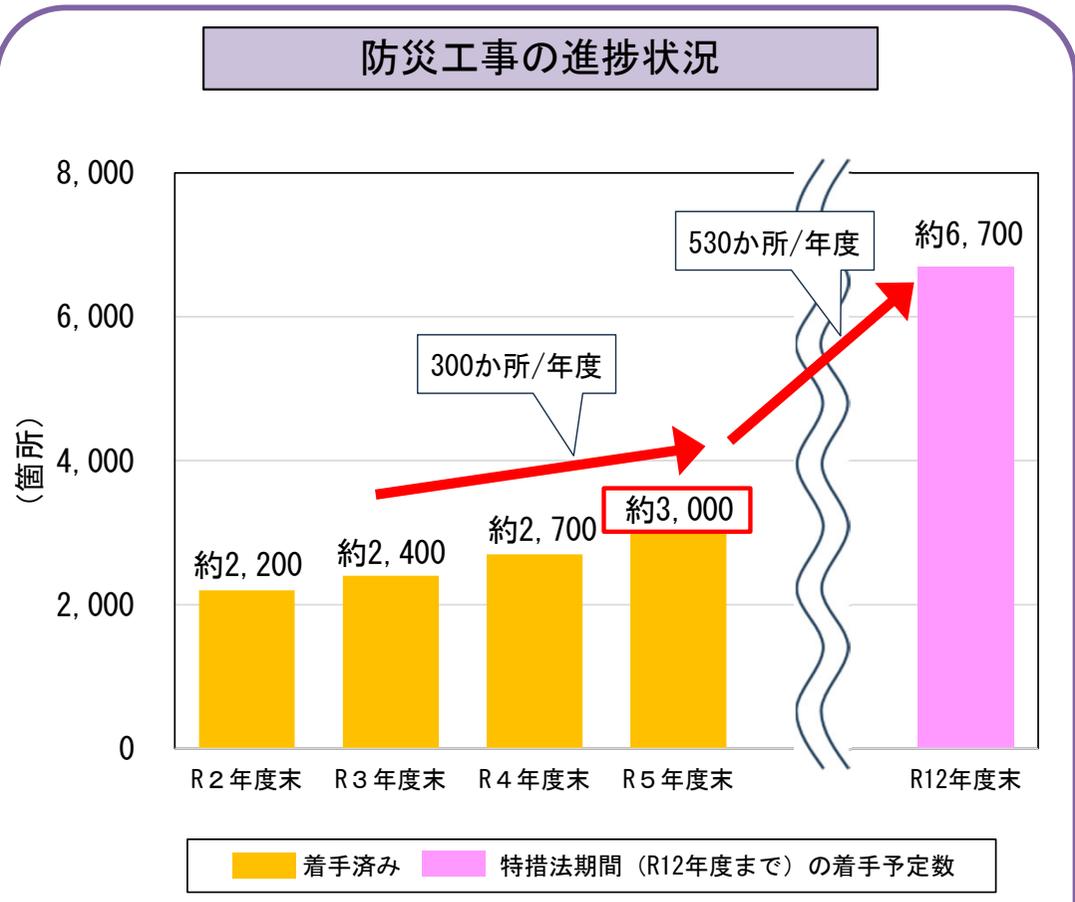
【ため池関連予算の推移】



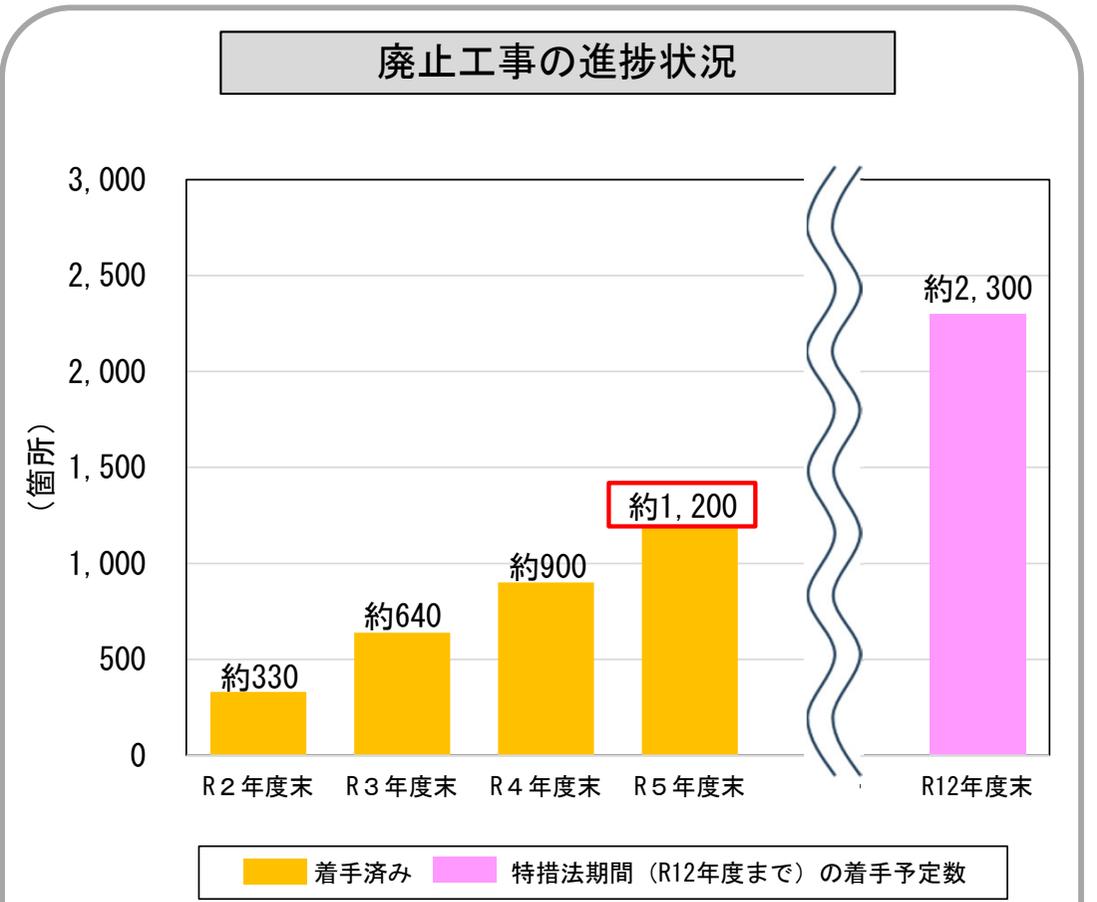
- ※ 予算額は、農村地域防災減災事業及び農業用水路等長寿命化・防災減災事業のため池関連事業の予算額を集計。補正予算は、翌年度の予算額に計上。
- ※ ハード対策は、ため池の防災工事(廃止工事を含む)
- ※ ソフト対策は、劣化・地震・豪雨耐性評価、実施計画策定、ハザードマップ作成、ため池サポートセンター等

防災重点農業用ため池の防災工事の進捗状況

- ため池工事特措法に基づき、各都道府県が策定した「防災工事等推進計画」に沿って、防災工事が必要と判断された防災重点農業用ため池のうち、優先度の高いものから防災工事を集中的かつ計画的に推進。
- **令和5年度までに、防災工事約3,000か所、廃止工事約1,200か所が着手済み(工事完了箇所を含む)。**



※ 「特措法期間(R12年度まで)の着手予定数」は、各都道府県が作成する防災工事等推進計画(R6年3月末時点)の着手予定数を集計したもの。防災工事等推進計画は、評価の結果等を踏まえて随時見直され、着手予定数は今後変動があり得る。



※ 「特措法期間(R12年度まで)の着手予定数」は、各都道府県が作成する防災工事等推進計画(R6年3月末時点)の着手予定数を集計したもの。防災工事等推進計画は、評価の結果等を踏まえて随時見直され、着手予定数は今後変動があり得る。

防災・減災、国土強靱化対策における農業用ため池の主な課題

- 防災・減災、国土強靱化対策における農業用ため池の主な課題は、①防災工事の加速化、②農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備 等。

①防災工事の加速化

○防災重点農業用ため池の防災工事の加速化

令和6年度以降の特措法期間(令和12年度まで)に、防災工事に着手予定の防災重点農業用ため池の数は3,700か所(年度平均約530か所)。一方、直近の年度ごとのため池工事着手数は約300か所。

○国土強靱化実施中期計画におけるKPIの設定

現在、策定に向けて検討中の国土強靱化実施中期計画においても、5か年加速化対策と同様に、防災重点農業用ため池の防災・減災対策に係るKPIの設定について検討する必要。

(参考)

- ・国土強靱化基本計画におけるKPI
 - ・特に緊急性の高い防災重点農業用ため池(全体の約8割)における防災対策着手の達成率(劣化状況評価の着手済率)(令和7年度:100%)※
 - ※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和3~7年度)におけるKPIと同じ
 - ・ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点農業用ため池の割合(令和7年度:10割)
- ・土地改良長期計画(令和3~7年度)におけるKPI
 - ・防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合(劣化状況評価の着手割合)(令和7年度:約8割以上)

②農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備

○農業用ため池の維持管理に係る負担軽減

○ため池サポートセンターによる支援活動の更なる充実

○水位計等遠隔監視機器の設置の促進

(参考)

- ・農業用ため池に水位計等遠隔監視機器を設置することにより、日常管理の負担軽減、豪雨時等における水位情報の迅速な把握、更には地方自治体による避難情報の発令等への活用が可能。
- ・直近3か年の水位計設置数は平均190か所。